

# 令和7年度 佐世保市子育て応援住宅支援事業

**居住誘導区域外に住む子育て世帯が、居住誘導区域内の中古住宅を取得し移転する場合に取得費用の一部を支援します!!!**

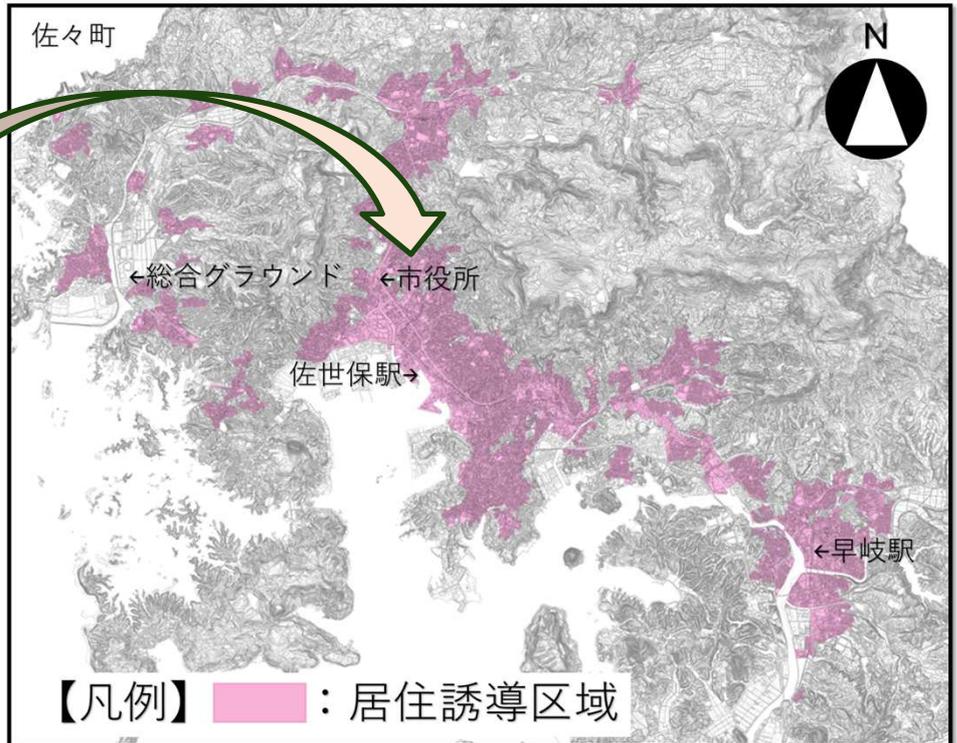
## 対象者

居住誘導区域内へお引っ越し



## 子育て世帯

子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び母子手帳の交付を受けている出産予定の子を含む。)がいる子育て中の世帯



【凡例】  : 居住誘導区域

※居住誘導区域内かどうかの確認は、市のHP若しくは購入される事業者確認ください。

## 対象要件



### 対象要件 簡易チェックリスト

<input type="checkbox"/>	住宅の取得に係る売買契約締結の前である。
<input type="checkbox"/>	一戸建て住宅又は 共同住宅等で居住の用に供する専用部分である。
<input type="checkbox"/>	居住誘導区域外(佐世保市外を含む)から居住誘導区域内への移転である。
<input type="checkbox"/>	3親等以内の者の所有する住宅ではない。
<input type="checkbox"/>	持ち家から住み替える場合は、空家等を生じさせないように努める。
<input type="checkbox"/>	市区町村税を滞納していない。(世帯全員の滞納が無いことの証明書が必要)
<input type="checkbox"/>	他の補助金等の交付がない又は、補助対象となる経費を区分できる。
<input type="checkbox"/>	移転後、町内会に加入する。
<input type="checkbox"/>	令和8年2月末までに完了報告書を提出が可能である。
<input type="checkbox"/>	事業完了後、10年以上は対象の住宅に居住する。

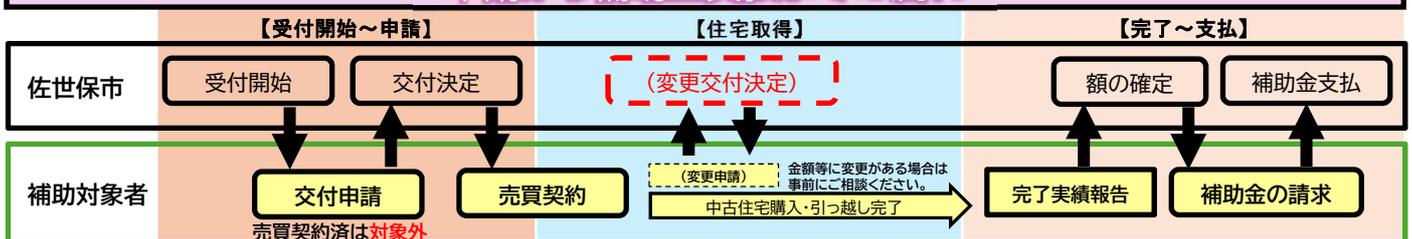
※簡易チェックリスト以外の項目については、申請様式記載の誓約事項を確認ください。

## 中古住宅取得費(対象経費)の補助率1/5(上限40万円)

《住宅金融支援機構の連携》

本事業の対象となる住宅取得において、住宅ローン【フラット35】を利用する場合、借入金利が一定期間引き下げられます。詳しくは、「住宅金融支援機構 九州支店 地域連携グループ」へお問い合わせください。

### 申請から補助金支払までの流れ



【申し込み先】 佐世保市 都市整備部 住宅政策課 TEL:0956-24-1111(内線2813~2815)